

令和8年3月30日招集

# 3月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

## 令和7年度3月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年3月30日(月) 午後2時30分から午後3時02分

2 開催場所 ANAクラウンプラザホテル2階 芙蓉の間

3 出席委員 (33人)

農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	3番 本田敏明
4番 虎澤栄三		6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親	11番 高橋潤一	12番 塩原信子
13番 帯瀬和幸	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	21番 草野伸一
22番 増井勝	23番 高橋仁	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 山岸洋子	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
4番 別所正幸		6番 白井雅彦
7番 伊勢亀裕二	8番 渡辺裕威	9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第58号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第60号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第61号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第66号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩  
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆  
西蒲区事務所長 佐々木徹  
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏  
管理係主査 武田勇 農地係主査 嶋倉明彦

## 7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和7年度3月定例総会を開会いたします。</p> <p>5番 田中さとみ委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は2番 若林清廣委員、3番 本田敏明委員に お願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議案に移ります。議事の都合上、追加議案第66号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p> <p>議案第58号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第60号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して、議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、本日取下げの案件がありましたので、正誤表及び地区別審議件数を机上配布させていただきました。</p> <p>西蒲区事務所の案件で3条許可申請1件の取下げがあったものです。</p> <p>それでは、本日配布いたしました、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第66号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で5件、中央地区で9件、秋葉区で10件、南区で8件、西区で1件、西蒲区で16件の計49件です。</p> <p>次に議案第58号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件です。</p> <p>次に議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で4件、中央地区で8件、南区で2件、西区で4件、西蒲区で2件の計20件です。</p> <p>次に議案第60号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、西区で2件、西蒲区で1件の計3件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は73件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の山岸でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の9件は、去る3月26日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第66号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」、「北2号」は、農地に賃借権を設定するものです。譲受人が規模拡大のため、賃借権を設定するものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>「北3号」は農地を売買によって取得するものです。 譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「北4号」、「北5号」は贈与によって農地を取得するものです。 いずれも譲渡人の希望により、所有権を移転するものです。 次に、議案第59号農地法第5条許可申請についてです。 議案書19ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地に使用貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地近くで自動車販売業を営んでいますが、来客用の駐車場が不足したため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っており、周辺農地には影響はありません。</p> <p>「北2号」は、農地を売買によって取得し、「北3号」は、農地に使用貸借権を設定し、ライスセンターに転用するものです。</p> <p>転用者はいずれも申請地近くで営農しており、既存施設が手狭になったため申請に至りました。</p> <p>農地区分は、いずれも農振農用地ですが、農振法の用途変更を行っており、農業用施設に転用するため許可できるものです。</p> <p>申請地は、いずれも土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>「北4号」は、農地を売買によって取得し、露天中古車置場に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の近くで中古車販売業等を営んでいますが、現在の敷地が不足したため申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第2種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、農地法第5条許可申請4件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。</p>
------------	--

<p>中央区部会長</p>	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の18件は、去る3月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第66号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書4ページから6ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、及び「中3号」は、現耕作者との賃借期間が満了するため、あらためて賃借権を設定するものです。</p> <p>「中2号」は、新規就農のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中4号」から「中9号」は、規模拡大のため、売買、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第58号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、共同住宅建築敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第59号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>20ページから21ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、市水道局発注の工事に伴う工事現場事務所等の敷地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中2号」は、近隣企業が露天資材置場・駐車場敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中3号」は、露天資材置場拡張敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第2種農地です。</p> <p>「中4号」、及び「中7号」は、将来設計を考え個人住宅建築敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p>
---------------	---

<p>議 長</p>	<p>「中 5 号」は、市水道局発注の工事に伴う工事現場事務所等の敷地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>「中 6 号」は、将来設計を考え個人住宅建築敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第 1 種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中 8 号」は、農事組合法人が米穀乾燥調製施設等敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中 1 号」から「中 8 号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 9 件、第 4 条許可申請 1 件、第 5 条許可申請 8 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p>
<p>秋葉区部会長 職務代理者</p>	<p>ありがとうございます。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長職務代理者の白井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の 10 件を、26 日に審査いたしました。</p> <p>「議案第 66 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について」です。</p> <p>議案書 7 ページから 9 ページまでをご覧ください。</p> <p>「秋 1 号」は譲受人の申出により賃借権を設定するものです。</p> <p>「秋 2 号」、「秋 6 号」、「秋 7 号」は譲渡人の申出により賃借権を設定するものです。</p> <p>「秋 3 号」、「秋 10 号」は譲渡人の申出により売買するものです。</p> <p>「秋 4 号」、「秋 5 号」は譲受人の申出により売買するものです。</p> <p>「秋 8 号」、「秋 9 号」は譲渡人の申出により贈与するものです。</p> <p>以上 10 件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に南区部会の報告をお願いします。</p>

南区部会長

南区部会長の伊勢亀でございます。

それでは、ご報告させていただきます。

南区部会の審査案件は10件で、去る3月26日に審査を行いました。

議案第66号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書の10ページ11ページをご覧ください。

「南1号」は、譲受人が家庭菜園を始めるため、移住してくる住宅の隣の農地を売買により、所有権を取得するものです。

「南2号」、「南5号」、「南6号」及び「南8号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により、所有権を取得するものです。

「南3号」及び「南7号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を贈与により、所有権を取得するものです。

「南4号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地に賃借権を設定するものです。

次に、議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。

議案書の22ページをご覧ください。

「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅拡張敷地に転用するものです。

転用者は、申請地の隣に居住していますが、駐車場と通路が必要になり、敷地を拡張するため申請しました。

申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。

次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、区内の集合住宅に居住していますが、戸建て住宅を建築するため申請しました。

申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断されます。

なお、5条許可申請2件は、周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。

以上、農地法第3条許可申請8件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。

南区部会の報告は、以上です。

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の原田でございます。</p> <p>3月26日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第66号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」は売買による所有権の移転で、申請理由は譲渡人の規模縮小および、譲受人の規模拡大によるものです。</p> <p>次に、23ページをご覧ください。</p> <p>議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、申請地を使用貸借し、個人住宅建築敷地とする計画です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「西2号」は、申請地を売買し、露天駐車場敷地とする計画です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「西3号」は、申請地を売買し、特定建築条件付売買予定地とする計画です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「西4号」は、申請地を賃貸借し、公共工事の仮設現場事務所及び資材置場敷地とする計画です。</p> <p>農地区分は農振農用地ですが、不許可の例外である「3年以内の一時転用」に該当し、許可できるものです。</p> <p>「西1号」から「西4号」のいずれの案件も、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、25ページをご覧ください。</p> <p>議案第60号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」、「西2号」ともに、公共工事の工期延長に伴い、仮設現場事務所及び資材置場敷地の一時転用期間を延長するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請、1件、第5条許可申請、4件、事業計画変更承認申請、2件、合計7件については、いずれも問題ないものと判断いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします</p>

<p>西蒲区部会長</p>	<p>す。</p> <p>西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の19件は、去る3月26日に審査を行いました。</p> <p>議案第66号 農地法第3条許可申請についてです。 議案書13ページから17ページをご覧ください。</p> <p>「蒲2号」、「蒲3号」および、「蒲15号」から「蒲17号」は、譲渡人の要望により、所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲4号」は、以前から耕作していた譲受人へ所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲5号」、「蒲6号」および、「蒲9号」から「蒲14号」は、譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲7号」および「蒲8号」は、お互いの農地を集積するため、交換するものです。</p> <p>次に、議案第59号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書24ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、売買により所有権移転し、露天駐車場敷地として利用するものです。</p> <p>従業員の増加により、駐車場が不足していたことから、既存の駐車場敷地を拡張するため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>「蒲2号」は、東日本旅客鉄道発注の工事に伴う資材置き場敷地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は農用地区域内にある農地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>次に、議案第60号 事業計画変更承認申請についてです。議案書26ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、令和7年1月総会にて、転用事業者の新工場建設工事における駐車場連絡道路として一時転用の許可がされたものです。</p> <p>その後、工事期間の延長により、令和8年3月31日までだった</p>
---------------	---

	<p>一時転用期間を、令和9年5月31日まで延長するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請16件、第5条許可申請2件、事業計画変更承認申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ 追加議案第66号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書18ページ、議案第58号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書19ページ、議案第59号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
--	---

<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000 m<sup>2</sup>を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書25ページ、議案第60号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、審議に入ります。原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第61号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第61号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、1ページ令和8年3月の利用権の設定等を促進する事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区36件、中央地区40件、秋葉区224件、南区58件、西区54件、西蒲区98件、合計で件数510件、面積2,543,680 m<sup>2</sup>です。</p> <p>次に、利用権の移転について、北区20件、中央地区2件、南区2件、西区5件、西蒲区23件、合計で件数52件、面積228,454 m<sup>2</sup>です。</p> <p>続いて2ページ、中間管理機構を介した売買について、北区2件、中央地区3件、秋葉区1件、南区2件、西蒲区6件、合計で件数14件、面積82,589 m<sup>2</sup>です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の4ページ以降のとおりとなります。</p> <p>新規の利用権設定については、4ページから107ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については、108ページから119ページのとおりです。</p>

	<p>次に、機構を介した売買については、120 ページから 125 ページのとおりです。</p> <p>案件についてはいずれも各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>ほ場整備事業に関連して、一部の案件で従事日数がある方が経営体内にいない状態で自作する旨の申し出がされていることを踏まえ、127 ページ、地域計画の区域内における公社から耕作者への貸付に関する意見書にのみ、一部不相当として意見を付し、それ以外については、“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”“新潟県農林公社による所有権の取得・移転は適当である”旨を決定し、市に対して回答したいと考えております。</p> <p>促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。</p> <p>県の公告は令和 8 年 5 月 2 9 日からとなります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 6 1 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上で議事として提案した案件について終了しましたが、日程 4 その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ございませんか。なければ、事務局から何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議 長 終了時間 15:02</p>	<p>他にないようですので、以上で3月定例総会を閉会いたします</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---